

・「受診状況等証明書」が取れないとき

障害年金の請求には、初診日を証明する書類が必要です。

初診の医療機関で「受診状況等証明書」を作成してもらいます。

でも、医療機関にカルテが残っていない、医療機関が廃院した、などの理由で「受診状況等証明書」の作成が困難な場合があります。

この場合は、「受診状況等証明書が添付できない理由書」を提出します。

その際には下記のような証拠書類を添えましょう。初診日の証明として採用されることがあります。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

・手帳の交付を受けている場合

上記の手帳申請時の診断書

・手帳申請時の役所で入手可能な場合

生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書

・手帳申請時の窓口で入手可能な場合

事業所等の健康診断の記録

・本人への通知書面または健康診断を受けた事業所等で入手可能な場合

母子健康手帳

・障害の原因となった傷病についての記載がある場合

健康保険の給付記録（レセプトを含む）

・保険者で入手可能な場合

お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券、投薬袋

・障害の原因となった傷病の診察日や診療科がわかる場合

そのほかにも客観的な第三者の証明となる可能性のものがあるかもしれません。

初診日の確定は、障害年金請求への第一歩です。この日が確定しなければ、障害年金の受給に結びつきません。

あきらめずに一緒に探してみませんか。ぜひ当事務所へお気軽にご相談ください。